

15. 情報公開・説明責任

[到達目標]

大学は、教育・研究や人材育成という極めて公共的な活動を通じて社会に貢献している。「私立学校法」第1条では、「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と規定されている。本学においても、学生納付金が主な収入源とはしているものの、国からの補助金を受け、さらに税制面での優遇も受けていることなどから、私立学校法で期待されるとおり本学の特徴を十分に発揮し、かつ社会の要請にも十分にこたえることのできる活動を行わなくてはならない。とくに、最近では国際化、情報化によって社会のニーズが多様化し、それに伴い以前にも増して大学をとりまくステークホルダー（利害関係者）の種類や要求も多様化してきており、それらと本学の個性を生かした大学運営とを、適切にバランスをとっていくことが重要である。

現在、**本学の実像や公益目的を一般社会の人々が誤解することなく、正しい情報を社会に提供するために、全学的な組織である広報委員会**で、入試広報を含めた学内・外広報の方針を決定し実行している。また、**ウェブサイト運営委員会**を設置し、「青山学院ウェブサイト運用規則」に則って法人とも連携しながら、青山学院の歴史や事業報告、事業計画、財務状況等をホームページ上で公表している。大学のホームページでは、活動状況、教員業績、入試情報、トピック等の最新の状況をわかりやすく社会に公開している。また、学部在学生の父母等によって構成される**大学後援会**に対しては、毎年7月に総会を開催し、事業報告や事業計画、予算、決算等に関する審議・報告を行っている。大学後援会の事業活動の一環として**父母懇談会**を毎年日本全国約20ヶ所で開催し、大学の近況や学業、学生生活、進路相談などを行い、大学と在学生保護者との密接な連携を図り、情報公開と説明責任を果たしている。今後も引き続き**積極的に情報公開を図るとともに、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを充実させ、またそこから要請のある活動について、自己点検・評価活動ともうまく組み合わせながら、本学固有の役割を社会で発揮したい。**

※点検項目の記述については、「全学的な教育・研究への取組」の中の「財務」と「自己点検・評価」の項目を参照のこと